

## いわゆる樹木葬型墓地のこれまでの経緯と規制

樹木葬儀は、ほぼ、平成 11（1999）年に岩手県一関市に寺院が試みられたことから始まる。

現在、いわゆる「樹木葬型墓地」は、様々の様なもの（外観、焼骨の預かり方 等）が開設されていることが確認されている。お墓、墓碑が無いことから、一般の受け取り方としては、散骨などと混同されて理解されているケースが見受けられることも珍しくなく、事実、しばしば、この両者は混同されていることが珍しいことではない。

厚生労働省では、平成 16（2006）年 10 月 22 日に「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について」（健衛発第 1022001 号）という通知を出すに至った。そこでは、「樹木の苗木を植える方法」「土や落ち葉をかける方法」のいずれについても墓埋法第四条でいう「焼骨の埋蔵」に該当するという見解が示されている。

## いわゆる樹木葬型墓地の種類

これまで、「いわゆる樹木葬型墓地」としてきたのは、現状においては、各々が独自の呼称（たとえば、前述の横浜市では「合葬式樹木型納骨施設」とされていることなど、様々な形状のものがあり、遺（焼）骨の受け入れ方も多様であった為である。そこで、以下に既存の“いわゆる樹木葬型墓地”を精査し、分類を行うと、概ね、以下の 3 つに大別される。

- イ 既存の山林を利用し、生えている木々の 1 本、1 本の根元に焼骨を埋蔵するもの。
- ロ モニュメントとなる大木を植え、その周囲を取り巻くように焼骨を埋蔵するもの。
- ハ 既存の墓所区画に墳墓に代わる低木を植え込み、そこに骨壺を埋蔵するもの。

無論、これらは便宜上の“分類”であり、重複するものも存在し得る。また、これらイ～ロの遺（焼）骨の埋・収蔵方法は、概ね、次のパターンに分けられる。

- A 骨壺のまま埋蔵するもの。
- B 骨壺から遺（焼）骨を取り出し、これを布袋等に移し替えるもの。
- C 骨壺から遺（焼）骨を取り出し、これを樹木の根元に直接埋蔵するもの。

なお、これらは、たとえば「B」は「遺（焼）骨を粉砕する」「否」と、更に細分化される。

樹木葬型墓地の種類（具体的事例－① [ローA]タイプ）

- 区画面積：1区画0.25㎡（50cm×50cm）
- 樹木墓地の収蔵数：3か所で3,000体収蔵 個別埋蔵式
- シンボルツリー、低木、芝、花などで覆われた盛り土部分に、骨壺の状態ですら中に埋蔵
- 手前にある献花台から参拝



上掲したのは、事例①－「横浜市営メモリアルグリーン」内の「合葬式樹木型納骨施設」。  
民営墓地にも類似のものがある。たとえば、ここに掲げたのは(宗)奥多摩霊園内のもの。



樹木葬 家族永代供養「さくら」の魅力

- 永代供養付 お墓の跡継ぎの心配がありません。  
「奥多摩霊園」が永代に渡って供養と管理をいたします。将来、お墓の継承に不安がある方にも安心です。
- 樹木葬スタイル 墓石の代わりに樹木を墓標として、遺骨を埋蔵するスタイルです。  
家族永代供養「さくら」は申込みいただいた区画に継承者がいる限り、家のお墓としてご使用いただけるという、樹木葬ではあまり例のないものです。
- 他の区画の遺骨と合祀されません。家族だけでゆっくり眠っていただけます。  
継承者がいなくなった後も、改葬や合祀されることなく、永代に渡って家族・親族だけで供養されます。
- 一区画に家族・親族で 1区画に一人ではなく、家族で一緒にお入りいただけます。  
家族永代供養「さくら」は家のお墓としてご使用いただけるので、継承者がいる限り、何重位でもご遺骨をお引き受けいたします。
- お申込みいただくのに宗派・宗派は問いません。無宗教の方もお入りいただけます。
- 年間管理費がかりません。お墓の維持・管理に費用がかりません。
- 合同供養祭を開催いたします。毎年、桜の咲き誇る4月頃に合同供養祭を行います。
- 家名やお名前を入れたプレートを設置します
- 生前のお申し込みもお受けいたします
- 山上広場の美しい墓所 奥多摩霊園で一番の景観を誇る山上広場にあります。  
秩父多摩甲斐国立公園の中にある奥多摩霊園は、雄大な山並みと700本を超える桜があり、四季の花々に囲まれた美しい霊園です。なかでも家族永代供養「さくら」は一番の景観を誇る山上広場にあります。

家族永代供養「さくら」1区画使用料 60万5千円(税込)

個別区画使用料50万円、環境保全費10万5千円(税込) ※納骨料は1回につき別途25,000円(税込)となります。  
○墓石付き 家族永代供養「さくら」もご用意しております。  
専用の芝生地の区画に墓石を建て33年間供養して頂いた後、家族永代供養「さくら」へご遺骨を移します。97万2,500円(税込)～



事例②-(宗)町田いずみ浄苑内のもの

同「浄苑」では、NPO法人と連携をしながら、積極的に展開している。下記のもは平成10(2008)年頃、最も初めに造られたもの。芝生が円形にムラがあるのが骨壺を埋蔵した後の名残り。また、墓地周縁にある石碑で埋蔵場所や故人が分かる様になっている。





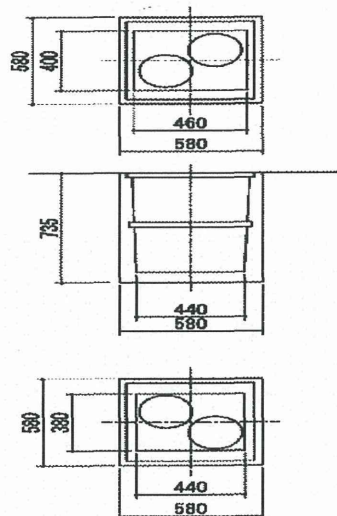
樹木葬型墓地の種類（具体的事例③ [ロ・準ハ折衷-A] タイプ

事例③—(宗)北摂池田メモリアルパーク内「永代供養 “さくら葬”」

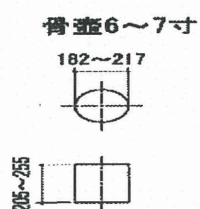


各々のプレート下の構造—イメージ図（類似のケースより転載）

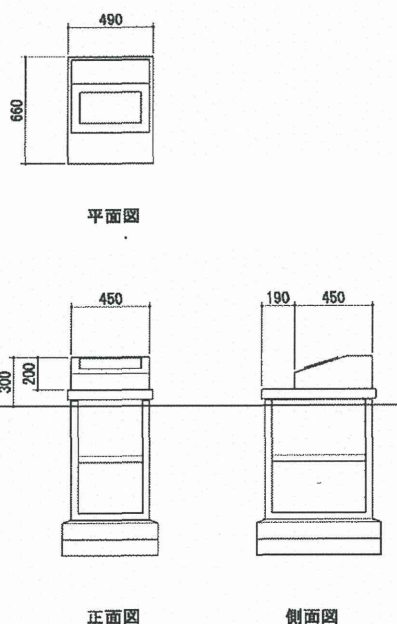
参考：小型カロート  
（1.5㎡用  
正方形タイプ）



4遺骨収蔵可能



小型芝生墓地  
プレート型



## 樹木葬型墓地における使用料と管理料

以下は「宗教学会」に拠る「宗教法」第27号「いわゆる『樹木葬』に関する考察」(ISSN0288-6820)2008より要約しまとめたものである。これは、いわゆる樹木葬型墓地をテーマとして、学術誌で一現在まで、確認された範囲において一唯一、発表されたものである。

「(略)前述したように、散骨が『自然葬』とも呼称されていることから、散骨を行っているところが樹木葬にカテゴライズされてしまっていたり、その逆もあつたりする。実際に確認出来たものは十数。未確認のものを含めても二十箇所程度にとどまるであろう」「樹木葬の価格(費用)それぞれの樹木葬墓地によってももちろん異なる。その設定の基準も様々である。おおよそ30~50万円からが基本となっている」「長年(それこそ、数百年)にわたる歳月を重ね、構築されたシステムともいえる既存の『墓地』でさえ、ランニングコスト(管理料)の扱い、設定については大きな問題を抱えている」「使用(希望)者が樹木葬墓地に求めるイメージは「自然」にある(略・通常の墓地より)植栽などに工夫を凝らすことが求められる」一そして、同論文は、横浜市立メモリアルグリーンについて、管理料の試算を行っている。下記にはその管理費内訳項目(勘定科目)のみ挙げた。

## 樹木葬型墓地における管理料試算(例)

### 「合葬式樹木型納骨施設」(3,000 遺(焼)骨埋蔵)管理費内訳(推計)

1. 人件費(管理責任者・事務員・墓園管理担当者・同補佐)	—	■	円
2-1. 植栽管理(高木剪定 [199 本]・中木剪定 [308 本]・低木刈込み [2,346 m <sup>2</sup> ]・施肥 [高木・中木・低木、各種]・病虫害駆除・剪定枝処分等)	—	■	円
2-2. 植栽管理(芝生地 [16,688 m <sup>2</sup> ]・機械刈込・手刈込・施肥・病虫害駆除・灌水作業等)	—	■	円
2-3. 植栽管理(修景 [バラ・草花<1年草>・草花<宿根草>等、合計 1,025 m <sup>2</sup> ]・剪定作業・咲き殻切りや摘実・施肥・病虫害駆除・除草・灌水等)	—	■	円
2-4. 植物管理担当者(植栽全般の管理・施設内点検・清掃管理)	—	■	円
3. 建物工作物管理(管理事務所等)一具体的には(屋外清掃・ゴミ分別収集・献花・供物回収・献花台清掃・繁忙期の支援要員・駐車場清掃・園路、広場、工作物の日常点検、貯水槽清掃、ポンプ・スプリンクラー、制御盤点検・排水設備清掃・防災及び電灯点検 [清掃]・外灯照明器具点検・機械警備・廃棄物処理等)	—	■	円
4. 事務所経費(主に水光熱費)	—	■	円
合計(1年あたり)	—	■	円
1 遺(焼)骨あたり	—	■	円

※註；当然、遺(焼)骨の集約性、施設の形状、様々な要因で異なる。あくまでも「試算」。

## いわゆる「樹木葬型墓地」を計画する際のポイント

これまで述べてきた点を計画の流れを意識してポイントを列挙する。詳細に関する当該箇所については、前に振り返って詳しく検討出来るよう、各々のマス目の右上隅に示した当該「番号」箇所を振り返



っていただきたい。

まず、どのぐらいの数の遺(焼)骨をどのようにおさめるのかを検討しなくてはならない。

たとえば、下に示した事例④、都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」は一見すると、ここまでに示した事例①－「横浜市営メモリアルグリーン」内の「合葬式樹木型納骨施設」等と大きな差は無い(また、面積も 800 m<sup>2</sup>とほぼ変わらない)。

しかしながら、事例④では、申込者自身が遺(焼)骨を骨壺から布袋に移し、提供者(都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」)はこれを受領し、「共同埋蔵施設」部分に他の遺(焼)骨入りの布袋におさめる。この「共同埋蔵施設」はこのエリア内に 20 以上が設けられることが計画されている。

ひとつで 500 袋程度はおさめられるとすると、約 10,000 体の収容能力を有する。

当然、ひとつ(遺(焼)骨一袋)あたりの使用料や管理料(前ページにて試算)は、かなり低廉化させることが可能となることは明らかである。

#### 樹木葬型墓地の種類(具体的事例④ [準ローB] タイプ)

事例④－都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」(下段部分は下段の蓋がされ、様に覆われている)



いわゆる「樹木葬型墓地」の計画が検討なされる場合における留意すべき点

#### 「事業計画」－「コンセプト」「留意点」

いわゆる「樹木葬型墓地」のニーズについては、既にまとめた通り、合葬型墓地(墓所)のニーズ－「既

に承継者がおらず、関係者が当該墳墓から移す」「墓は無いが、自身(の世帯)に承継する者がいないため、墓ではなく、将来の管理を期待して求める」「承継者はいるものの、負担等をかけたくないと考え、予め求める」等一というものに加えて、「(死後は)自然に還りたい」「自然のなかで眠りたい」というような“自然回帰”への漠然とした“憧れ”が反映されているといわれる。

しかし、他方では地方公共団体による公営墓地の場合、その求められる役割として「低廉なものを持続的に供給し続ける」という重要な命題も課せられている責務を忘れてはならない。以降には①～③の「ケーススタディ」で示した何れの場合でも、「使用許可に関する一定の制約」「骨壺という容器で遺(焼)骨を受け入れず、布袋等に移し換える」「いわゆる、『個別におさめられたい、おさめられたい』という様なものに対する強い関心と、限られたスペースの有効的な活用の両立あるいは合理的に折衷する“思想”」で臨むことが求められている。

### いわゆる「樹木葬型墓地」の取得希望者(世帯)数

いわゆる、樹木葬型墓地については、千葉県浦安市や、神奈川県川崎市、相模原市などで、その導入が検討され、地方公共団体においては積極的な取組みが進みつつある。そして、何れの施設においても、いわゆる「合葬型墓所」的な管理・運営がなされている施設をベースとして、そこに植栽などをふんだんに盛り込み、述べた様に、昨今に自然へのニーズ、エコロジカルな時代の流れを取り込む工夫がなされている。

従って、上記「合葬式樹木型納骨施設」などでは生前に求める応募者数が、遺(焼)骨を有しているため、申込む応募者数の10倍を超えることは、半ば普遍的現象である(前述一参考；横浜市メモリアルグリーンにおける公募開始以降の応募状況(現在、公募終了))。これを加味した推計を行った。

#### X市必要墳墓-樹木葬取得希望数(推計-事例)

年代	人口数	死亡者数	墳墓需要数	樹木葬実需要数	樹木葬生前需要数
2010～2015	817,544	4,780	1,135	57	568
2015～2020	829,000	5,650	1,334	67	667
2020～2025	832,000	6,717	1,585	79	794
2025～2030	826,000	7,798	1,841	92	921
2030～2035	815,000	8,767	2,069	103	1,035
2035～2040	799,000	9,453	2,231	112	1,116
2040～2045	775,000	9,772	2,307	115	1,154
2045～2050	745,000	9,763	2,304	115	1,152
2050～2055	712,000	9,581	2,261	113	1,131
2055～2060	779,000	9,608	2,268	113	1,134

※①：墳墓需要数の推計方法は大阪府方式を採用した。

※②：「樹木葬実需要数」≒「合葬型墓所需要(数)」と想定した。



しかし、現時点において、こうした施設を具体的に設けている事例は、横浜市立メモリアルグリーン  
の「合葬式樹木型納骨施設」や、東京都立小平霊園内に設けられた「樹林墓地」に限られる。これら施  
設の形状については、既に明らかにしてきた処であるし、別添の資料も併せて御覧いただきたい。

### ケーススタディ①【モニュメント基本方式】

本方式と、先のケーススタディ②【緑地部分プレート採用方式】と比較、参照されたい。

但し、そこにおさめられている故人＝遺(焼)骨の名前や戒名を刻む石版(銘板)を設けてしまうと、  
限り無い数になってしまうことが懸念される(下記写真参照)。

こうした方式を採用する場合、実際の運用上の際し、見落とされがちなポイントである。

### 都立小平霊園内「合葬式埋蔵施設」(平成20(2008)年応(公)募開始)の現状



### ケーススタディ②【緑地部分プレート採用方式】

ケーススタディ①【モニュメント基本方式】と、本方式の比較は各々参照。

前述、樹木葬(墓地)の種類(具体的事例-③[ロ・準ハ折衷-A]タイプ)の規模を大きくした。先の  
樹木葬(墓地)の種類(樹木葬(墓地)の種類(具体的事例-①[ロー-A]タイプや、具体的事例-②[準  
ロー-A]タイプでは遺(焼)骨ごとにおさめ、その上は芝生で覆うのだが、本方式は、**遺(焼)骨をおさめ  
た上は、芝生で覆うのではなく、石版≒プレートを置くという方式。**これは、報告書本文でも明らかな  
通り、「今回のアンケート調査では、広さには拘らぬものの、個別に追悼が出来る様なもののニーズが高  
かった」ことを考慮したものである。

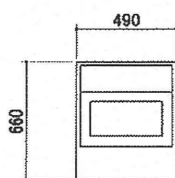


但し、石版≒プレートを置くが、各々の前に佇んで追悼することは想定せず、あくまで、墓域手前に献花台を設け、使用者はそこで“墓参”を行う—ということも視野において想定するぐらいシンプルにしなければ、下記で例示した既存の芝型、プレート型と変わらぬものであり、その集約性が低下することを常に懸念しなくてはならない。

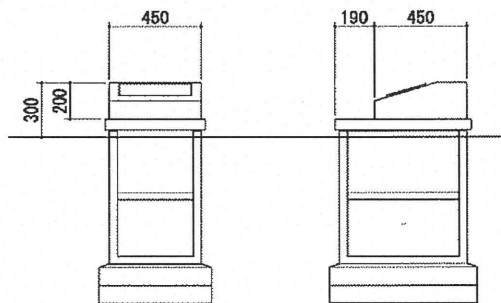
また、遺(焼)骨をおさめるカロートも石版≒プレートの大きさ(20~25 c m<sup>2</sup>程度を想定)のままとして、深掘することとすると共に、遺(焼)骨は、前述した「樹木葬(墓地)の種類(具体的事例—④[準ローB]タイプ)」と同様、使用者≒祭祀主宰者自身の手で、布袋(当然、遺(焼)骨=故人の識別が出来る様にタグを付ける)に移し換えさせることも必要となる。

**当然、その許可期間は一定範囲内に限られる「有期限」である。**

下掲右写真は既存のプレート型。左図は上記【23】の想定に近い図面。



平面図



正面図

側面図

### ケーススタディ③ [緑地にプレート、モニュメント方式も併用する方式]

既にケーススタディ① [モニュメント基本方式] (【21】) で述べた点や、ケーススタディ② [緑地部分プレート採用方式] (【23】) でまとめたところである。各々で述べた留意点については、各々の該当箇所を精査していただきたい。

その上で本ケーススタディでは、ふたつの異なるタイプの機能を有機的に結びつけ、先述した「事業計画」—「コンセプト」「留意点」(【18】) で挙げた、市営墓地としての役割—「低廉なものを持続的に供給し続ける」という重要な命題も課せられている責務の具現化させなくてはならない。それは具体的には、緑地部分にプレート様式的なものを配置するのであれば、「使用許可に関する一定の制約」、つまりは有期限とすることが求められるし、「骨壺という容器で遺(焼)骨を受け入れず、布袋等に移し換える」「いわゆる、『個別におさめられたい、おさめられたい』という様なものに対する強い関心と、限られた

スペースの有効的な活用の両立あるいは合理的に折衷する“思想”で臨むことが求められている。

そのためには、合葬式を採用する場合にあっては、その効率性のみを希求するのではなく、本施設の持続性と歩調を合わせた、実現可能な“カタチ“という制約に注意を払いながら、個々の故人を追悼出来る“装置”が必要となる。

どのようなタイプの樹木葬型墓地を選択するにせよ、おさめなくてはならない焼骨を有している者に対する公（応）募枠と、そうではない者（＝いわゆる「生前の申込み者」）に対する公（応）募枠をどのように設けるべきか。一考だが、既存の横浜市立メモリアルグリーンにおける樹木型合葬式埋蔵施設や、東京都立樹林葬墓地の状況では、いわゆる「生前の申込み者」に対する公（応）募枠に対する応場倍率は極めて高い。

そこで当初の間、数年間程度は当該施設を整備するのに費やしたイニシャルコストを回収すべく、いわゆる「生前の申込み者」に対する公（応）募枠を広げる。

しかるべくして、その回収の見通しが成立した時点で、その公（応）募枠の割り振りについては、そうした「生前の申込み者」に対する公（応）募枠を中心としたものから、「必要性」という意味ではより切実な、「おさめなくてはならない焼骨を有している者」に対する公（応）募数を基本としたものに変えなくてはならない。何故なら、単に「応募者数が多い」という目先の状況のみに漫然と対応したままでは、程度の規模（収容能力）の大きなものを整備しても、短期間で「満杯」となってしまい、公（応）募を終了させざるを得なくなる。長期にわたり本当に必要とする市民に対して安定的な供給を行うことが、当該施設に課せられた大きな責務であることを失念してはならない。

どのようなタイプの樹木葬型墓地を選択するにせよ、その基本設計を行う際に、その整備費＝イニシャルコストの積算だけではなく、緑地の維持費＝ランニングコストの積算も行い、その費用をどのように購うのかの見通しも立てねばならない。一例ではあるが、生前に申込み、その使用許可を得たものから、徴収する方法。個別に（＝たとえば「プレート型」）使用許可を行う場合、そうした使用者からのみ管理料を徴収する方法。

あるいは、個別に（＝たとえば「プレート型」）使用許可を行う場合、使用期間を20年間とし、その管理料20年間分を使用料に加える方法など、様々な方策を検討する必要がある。

ランニングコストはイニシャルコストとは異なり、当該施設が存続する限り、継続し、その支出が求められる性格の支出であるから、長期的・持続的に回収することが可能な方策を講じなくてはならない。当該施設におさめられている故人の記録をどのように遺してゆくのか、ということも重要な問題である。

通常のお墓の場合、墓石の脇に石碑を設け、故人の戒名（俗名の場合もある）を刻んでゆくのであるが、同様の方式を長期にわたり数万にも及ぶ故人＝遺（焼）骨をおさめることになる当該施設の場合、その工夫が求められるところである。既存の事例としては、「故人のお写真や映像を、モニターに映すことも可能です（オプション）室内にはモニターが設置されており、お手元の液晶タッチパネルで操作を行うことが可能です。参拝室内のモニター画面には、故人の思い出のお写真や映像を映し出せるほか、写真に音楽をつけることも可能です。映像や写真で故人との思い出を偲ぶことが出来る、新しい墓参の形となっております。」というものもあるなど、様々な検討と工夫を加え得る余地がある。



## 謝 辞

まず、本研究に際して、資料等の照会の要請にお応えいただいた各地方公共団体、並びにヒアリングなど、貴重な時間を割き、御協力下さった各地方公共団体、御担当の方々に、深く御礼申し上げます。

また、アンケートの施行に際しては、1,500名以上もの全国の「市」民の方々の御協力がなくては本研究事業の成果を得ることは出来なかった。併せて深く御礼申し上げたい。

加えて、喜多村悦史（東京福祉大学）氏、小谷みどり（第一生命経済研究所）氏、泊瀬川 孚（日本環境斎苑協会）氏の各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、本研究事業を進めるにあたってのCOI（利益相反）委員の就任を御快諾いただき、研究事業が進捗する過程で、これを検証していただくことと併せて、適時、的確なアドバイスをいただいた。その他、多くの方々の御協力・御助力を得て、本報告書を取りまとめることが出来た。再三になるが、改めて深く御礼申し上げます次第である。

**平成26年 3月**

**平成25年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究特別事業）**

**「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」**

**研究者一同**

